

スイッチOTC医薬品有効成分リスト

令和7年7月31日時点

- スイッチOTC医薬品については、「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等」（平成28年厚生労働省告示第178号）及び「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等」（令和3年厚生労働省告示第253号）においてその有効成分を定めているところであり、その有効成分は以下の通りである。

- | | |
|-----|-----------------------|
| 一 | アシクロビル |
| 二 | アシタザノラスト |
| 三 | L-アスパラギン酸カルシウム |
| 四 | アゼラスチン |
| 五 | アモロルフィン |
| 六 | アルミノプロフェン |
| 七 | アンブロキソール |
| 八 | イコサペント酸エチル |
| 九 | イソコナゾール |
| 十 | イソチペンジル（歯痛・歯槽膿漏薬に限る。） |
| 十一 | イトブリド |
| 十二 | イブプロフェン |
| 十三 | イブプロフェンピコノール |
| 十四 | インドメタシン |
| 十五 | ウフェナマート |
| 十六 | エキサラミド |
| 十七 | エコナゾール |
| 十八 | エバスチン |
| 十九 | エピナスチン |
| 二十 | エプラジノン |
| 二十一 | エメダスチン |
| 二十二 | オキシコナゾール |
| 二十三 | オキシメタゾリン |
| 二十四 | オキセサゼイン |
| 二十五 | オメプラゾール |
| 二十六 | カルボシステイン |

二十七	クロトリマゾール（膣カンジダ治療薬に限る。）
二十八	クロモグリク酸
二十九	ケトチフェン
三十	ケトプロフェン
三十一	ゲファルナート
三十二	シクロピロクスオラミン
三十三	ジクロフェナク
三十四	シメチジン
三十五	ジメモルファン
三十六	スルコナゾール
三十七	精製ヒアルロン酸ナトリウム
三十八	セチリジン
三十九	セトラキサート
四十	ソイステロール
四十一	ソファルコン
四十二	チオコナゾール
四十三	チキジウム
四十四	チメピジウム
四十五	テプレノン
四十六	テルビナフィン
四十七	トラニラスト
四十八	トリアムシノロンアセトニド
四十九	トリメブチン
五十	トルシクラート
五十一	トロキシピド
五十二	ナプロキセン
五十三	ニコチン
五十四	ニザチジン
五十五	ネチコナゾール
五十六	ピコスルファート
五十七	ビソキサチン酢酸エステル
五十八	ビダラビン
五十九	ヒドロコルチゾン酪酸エステル
六十	ビホナゾール
六十一	ピレンゼピン
六十二	ピロキシカム

六十三	ファモチジン
六十四	フェキソフェナジン
六十五	フェキソフェナジン塩酸塩・塩酸ブソイドエフェドリン（花粉、ハウスダスト（室内塵）などによる鼻のアレルギー症状を緩和することを目的とするものに限る。）
六十六	フェルビナク
六十七	ブチルスコポラミン
六十八	フッ化ナトリウム（洗口液に限る。）
六十九	ブテナフィン
七十	プラノプロフェン
七十一	フラボキサート
七十二	フルチカゾンプロピオン酸エステル
七十三	フルニソリド
七十四	フルルビプロフェン
七十五	プレドニゾン吉草酸エステル
七十六	プロピベリン
七十七	ブロムヘキシン
七十八	ベクロメタゾンプロピオン酸エステル
七十九	ベタメタゾン吉草酸エステル
八十	ヘプロニカート
八十一	ベポタスチン
八十二	ペミロラストカリウム
八十三	ポリエチレンスルホン酸
八十四	ポリエンホスファチジルコリン
八十五	ポリカルボフィルカルシウム
八十六	ミコナゾール
八十七	メキタジン
八十八	メコバラミン
八十九	メロキシカム
九十	モメタゾンフランカルボン酸エステル（点鼻剤に限る。）
九十一	ユビデカレノン
九十二	ヨウ素・ポリビニルアルコール（目の殺菌消毒薬に限る。）
九十三	ラニチジン
九十四	ラノコナゾール
九十五	ラベプラゾール
九十六	ランソプラゾール

九十七	ロキサチジン酢酸エステル
九十八	ロキソプロフェン
九十九	ロペラミド
百	ロラタジン